

市町村使用欄	
--------	--

きりとり線

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
普通徴収納期限：1期…6月末日、2期…8月末日、3期…10月末日、4期…1月末日※納期限が土・日・祝日の場合は要開庁日となります。
2. 特別徴収開始予定月の前月の10日まで(必着)に本届出書を提出してください。(右表参照)
3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
4. この用紙は必要に応じてコピーして使用してください。

特別徴収開始可能月一覧表		
届提出締切日	特別徴収開始可能月	通知書発送予定
5月10日まで到着分	6月分から	5月下旬
6月10日まで到着分	7月分から	6月下旬
7月10日まで到着分	8月分から	7月下旬
8月10日まで到着分	9月分から	8月下旬
9月10日まで到着分	10月分から	9月下旬
10月10日まで到着分	11月分から	10月下旬
11月10日まで到着分	12月分から	11月下旬
12月10日まで到着分	1月分から	12月下旬
翌年1月10日まで到着分	2月分から	1月下旬
翌年1月31日まで到着分	3月分から	2月下旬

※締切日を過ぎた場合、翌月からの変更となります。